

広島県公安委員会告示第5号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和6年1月25日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
3P15 56	告示の日 (令和6年1月25日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	Pひぐらしのなく 頃に・輪廻転生F M-JT	株式会社ディ・ライト 代表取締役 安藤 昇 (東京都中央区銀座三丁目 10番1号)	左同